

## 宮崎ケーブルテレビ株式会社契約約款

### MCNモバイル契約約款

宮崎ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます。）と当社が提供するサービスを受けるもの（以下「契約者」といいます。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

#### 第1章 総則

##### 第1条（約款の適用）

当社は、この宮崎ケーブルテレビ株式会社契約約款（以下「約款」といいます）を定め、MCN モバイルを提供します。

##### 第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することができます。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

##### 第3条（最低利用期間）

MCN モバイルの音声通話機能付 SIM の最低利用期間は、1 年間とします。

##### 第4条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、日本全国の全ての地域とします。ただし、MCN モバイルの種類毎に別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

##### 第5条（権利の譲渡制限等）

1 契約者が、MCN モバイル契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2 契約者は MCN モバイルを再販売する等第三者に MCN モバイルを利用させることはできません。

##### 第6条（ID 及びパスワード）

1 契約者は、パスワード並びに ID 及びパスワード（本条において「ID 等」といいます。）の管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者が MCN モバイル契約上の権利行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。

3 契約者は、ID 等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

4 契約者は、ID 等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID 等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

##### 第2章 申込及び承諾等

###### 第7条（申込）

1 MCN モバイル利用の申込（以下「申込」といいます。）は、加入申込書への記入が必要です。

2 MCN モバイルの申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成 17 年 3 月 31 日）第 9 条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を提示し、そのコピーを当社へ提出する必要があります。

###### 第8条（申込の承諾等）

1 当社は、申込があつたときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

MCN モバイル利用の申込者（以下「申込者」といいます。）が MCN モバイル契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき

（1）申込者が第 15 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由に該当するとき

（2）申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき

（3）申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき

（4）前条（申込）第 2 項において、本人確認ができないとき

（5）MCN モバイルの申込をする者が、未成年者であったとき

（6）申込者が法人名義であったとき

2 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

3 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない場合は、当社は、第 1 項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

4 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる MCN モバイルの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて MCN モバイルの利用の申込があつたときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

###### 第9条（サービス利用の要件等）

当社は、サービス利用の要件を以下に定めるものとします。

（1）契約者が MCN モバイルにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して MCN モバイルを利用することはできません。

（2）契約者は、MCN モバイルを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。）による転入又は転出を行うことができます。

（3）MNP 転入には、以下の条件が適用されます。

（i）転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日

数以上の残日数がある必要があります。

（ii）電話番号を利用することができない期間（MNP 転入手続完了後から、当該手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着するまでの期間）があります。

（iii）MCN モバイル利用の申込と同時に MNP 手続きを行う必要があります。

（4）契約者は、当社が指定する SIM カード以外の通信手段を用いた MCN モバイルの利用するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

（5）契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。

（i）当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと

（ii）当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと

（iii）日本国外で貸与機器を使用しないこと

（iv）貸与機器を善良な管理者の注意をもつて管理すること

（6）契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。

（i）MCN モバイル契約が事由の如何を問わず終了した場合

（ii）異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合

（iii）前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合

（7）契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。

（8）貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。

（9）契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

（10）契約者は、当社に対し、亡失品（第 7 号及び第 8 号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。）の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。

（11）亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返ししないものとします。

（12）契約者は、MCN モバイル契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

（13）契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様でないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途示すものとします。

（14）MCN モバイルにおいては、第 13 条（利用の制限）及び第 15 条（利用の停止等）に定めるほか、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があり、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

（15）MCN モバイルの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

（16）未成年者は利用することができません。

（17）MCN モバイルの利用者は、契約者と同一住所・同一世帯者に限ります。

### 第3章 契約事項の変更等

#### 第10条（サービス内容の変更）

1 MCN モバイルにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

（1）異なる形状区分の SIM カードへの変更

2 第 7 条（申込）第 2 項及び第 8 条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があつた場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

#### 第11条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名、住所若しくは居所、その他の当社が指定する事項に変更があつたときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

#### 第12条（個人の契約上の地位の引継）

1 契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、当該個人に係る MCN モバイル契約は、終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申出することにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き継ぎ当該契約に係る MCN モバイルの提供を受けることができます。当該申出があつたときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2 第 8 条（申込の承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「MCN モバイル利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

### 第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

#### 第13条（利用の制限）

1 当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは

発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、MCN モバイルの利用を制限する措置をとることができます。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

#### 第14条（利用の中止）

1 当社は、次に掲げる事由があるときは、MCN モバイルの提供を中止することができます。

（1）当社またはサービス提供元の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき  
（2）当社またはサービス提供元が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、MCN モバイルの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 14 日前までに、同項第 2 号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第15条（利用の停止等）

1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の MCN モバイル利用についてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することができます。

（1）この約款に定める契約者の義務に違反したとき  
（2）料金等 MCN モバイル契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき

（3）違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において MCN モバイルを利用したとき  
（4）当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において MCN モバイルを利用したとき

（5）当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において MCN モバイルを利用したとき

（6）第 8 条（申込の承諾等）第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき

（7）前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において MCN モバイルを利用したとき  
（8）当社が規定する MCN モバイル提供条件を満たさなくなったとき

2 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることがあります。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。

4 当社から MCN モバイルの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

#### 第16条（サービスの廃止）

1 当社は、都合により MCN モバイルの全部又は一部を廃止することができます。

2 当社は、前項の規定により MCN モバイルの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 か月前までに、その旨を通知します。

### 第5章 契約の解除

#### 第17条（当社の解除）

1 当社は、次に掲げる事由があるときは、MCN モバイル契約を解除することができます。  
（1）第 15 条（利用の停止等）第 1 項の規定により MCN モバイルの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から 1 か月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第 1 項第 2 号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することができます。

（2）第 15 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、前項の規定により MCN モバイル契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。

#### 第18条（契約者の解除）

1 契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知することにより、MCN モバイル契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があつた日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

（1）MCN モバイルにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があつた日の属する月の末日に生じるものとします。

（2）MCN モバイルにおいて、当該サービスの契約者が、当社に対し MNP による転出を通知した場合は、当該サービスの解除を通知したものとみなされます。

2 第 13 条（利用の制限）又は第 14 条（利用の中止）第 1 項の事由が生じたことにより MCN モバイルを利用できなくなる場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第 16 条（サービスの廃止）第 1 項の規定により MCN モバイルの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された MCN モバイル契約が解除されたものとします。

### 第6章 料金等

## 第19条(契約者の支払義務)

1 契約者は、当社に対し、MCN モバイルの利用に関し、次条(初期費用の額)から第23条(利用不能の場合における料金の調定)までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金を支払うものとします。MCN モバイルにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

(1) 貸与機器の回復に要する費用(音声通話機能付 SIM のみ)

SIM カードの故障の場合(自然故障であるか否かを問わないものとする)にあっては、SIM カード 1 枚毎に SIM カード再発行手数料として 2,200 円(税込価格)

(2) 亡失負担金(音声通話機能付 SIM のみ)

亡失負担金は、SIM カード再発行手数料として請求するものとします。

(3) 異なる形状区分の SIM カードへの変更に要する費用(音声通話機能付 SIM のみ)

SIM カード 1 枚毎に SIM カード変更手数料として 2,200 円(税込価格)

\*上記の(1)(2)(3)の場合において、データ専用 SIM、SMS 機能付 SIM は解約、新規登録の手続きが必要となり、SIM カード 1 枚毎に手数料として 3,300 円(税込価格)発生します。

2 初期費用の支払義務は、当社が MCN モバイルの利用の申込を承諾した時に発生します。

3 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第15条(利用の停止等)の規定により MCN モバイルの提供が停止又は制限された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があつたものとして取り扱うものとします。

## 第20条(初期費用の額)

MCN モバイルの初期登録手数料の額は SIM カード 1 枚毎に 3,300 円(税込価格)とします。

## 第21条(月額料金の額)

1 月額料金の額は、以下に定めるものとします。

(1) 基本料金(税込価格)

データ専用 SIM 528 円

SMS 機能付 SIM 671 円

音声通話機能付き SIM 1,276 円

バンドルクーポン(税込価格)

1GB : 220 円 2GB : 330 円 3GB : 440 円 4GB : 880 円 5GB : 1,100 円

6GB : 1,320 円 7GB : 1,540 円

備考

① すべての料金コースにおいて、バンドルクーポンを利用することができます。当該バンドルクーポンは、当社が毎月の初日において契約者に割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。

② MCN モバイル契約の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

(2) 追加クーポン利用料金

追加容量 100MB につき、月額料金の額 220 円(税込価格)

毎月最大 30 枚(3GB)

(3) 音声通話機能付き SIM カード・SMS 機能付 SIM カード利用料

SMS 送信料金

国内への送信 1 通あたり 3.3 円~33 円(税込価格)

国外への送信 1 通あたり 50 円~500 円(消費税は課税されません)

国外からの送信 1 通あたり 100 円(消費税は課税されません)

SMS 受信料金 0 円

通話料金(国内)

通話料金 30 秒あたり 22 円(税込価格)

デジタル通信料金 30 秒あたり 39.6 円(税込価格)

通話料金(国際) ドコモが定める国際電話サービス契約料において国際通話料として定められた額と同額(消費税は課税されません)

国際ローミング料金ドコモが定める FOMA サービス契約料及び Xi サービス契約料において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額(消費税は課税されません)

備考

① 基本料金(月額)は、契約者が指定した送付先に音声通話機能付き SIM カードが到着する日として当社が指定した日から発生します。

② 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了に係る日の属する月の基本料金(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。

③ SMS 送信料金・通話料金(国内)、通話料金(国際)及び国際ローミング料金とは、SMS 送信、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金(月額)とは別に支払を要する料金として定めるものです。

④ 通話料金(国内)及び通話料金(国際)のうち、テレビ電話・64kb/s データ通信などのデジタル通信を利用した場合、デジタル通信料金が適用されます。

⑤ 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社は MCN モバイルの利用を停止することがあります。

⑥ 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかるかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

⑦ 通話料金(国内)及び通話料金(国際)は、基本料金(月額)より 1 か月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 か月以上遅れて請求が行われる場合があります。

⑧ 電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める FOMA サービス契約料及び Xi サービス契約料において定められた額と同額を請求するものとします。

(4) ユニバーサルサービス料／1 電話番号毎

ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該負担金を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。

(5) 電話リーサービス料／1 電話番号毎

電話リーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第25条の規定により、電話リーサービス(聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該負担金を徴収させていただくものとします。

なお、当該料金及び課金方法は変更される場合があり、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する電話リーサービス料の単価に従うものとします。

2 課金開始日又は MCN モバイル契約の解除(最低利用期間を経過する前に解除があった場合(第18条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます。)を除きます。)の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、当該月における MCN モバイルを提供した期間に対応する当該サービスに係る月額料金の額とします。

第22条(料金の調整)

1 MCN モバイル契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合(第18条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます。)における MCN モバイルの料金の額は、当該最低利用期間に対応する月額料金の額とします。

2 音声通話機能付き SIM カード利用の終了の場合の調定金

(1) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードの利用の終了があった場合は、次号が定める方法により算出した音声通話機能解除調定金を支払うものとします。

(2) 音声通話機能解除調定金の額は、次の計算式により算出した額とします。

(i) (12か月一利用月数(利用開始日の属する月を1と起算します))×1,100 円(税込価格)

第23条(利用不能の場合における料金の調定)

1 当社は、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、MCN モバイルが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信回線設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連續したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、MCN モバイルが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連續した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間に日数を計算し、その日数に対応する MCN モバイルの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、MCN モバイルを全く利用できない状態が連續した期間の初日の属する料金月(1 の暦月の起算月(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算月の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の料金月の1 日当りの平均利用料(料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

第24条(料金等の請求方法)

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第25条(料金等の支払方法)

契約者は、MCN モバイルの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第26条(割増金)

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

第27条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第28条(割増金等の支払方法)

第25条(料金等の支払方法)の規定は、第26条(割増金)及び前条(遅延損害金)の場合について準用します。

第29条(消費税)

契約者が当社に対し MCN モバイルに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされています。契約者は、当社に対し MCN モバイルに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされています。

とされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

## 第7章 個人情報

第30条(加入者に係わる情報の取扱い)

1 当社は、サービスを提供するため必要な加入者にかかる情報を、適正かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、加入申込者および、加入者が会社に連絡する被紹介者についても、加入者に準じて取扱います。

2 前項により、収集し知り得た加入者に係わる氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、及びその他会社が別に定める加入者に関する情報を、会社は次の各号の業務の遂行上利用できるものとします。

(1) MCN モバイルサービス提供のため。

(2) MCN モバイルが提供可能なエリア、住居であるか調査するため。

(3) 他サービスの加入促進を目的とした営業活動を利用する場合。

(4) MCN モバイルに対するご意見やご感想のご提供をお願いするため。

(5) プレゼント懸賞の賞品発送のため。また、その商品のサービス情報提供のため。

(6) 当社がご利用者に別途連絡の上、個別にご了解いただいた目的に利用するため。

(7) ご利用者の属性(年齢、住所など)ごとに分類された統計的資料を作成するため。

3 当社は、ご利用者から収集した「個人情報」を MCN モバイル、他サービス、プレゼント懸賞賞品発送の提供のために、販売代理業者、工事業者、配送業者、調査会社、引落金融機関、商品提供会社に対して業務委託する場合があります。

4 当社は、以下に該当する場合を除き、ご利用者の個人情報を第三者に開示しません。尚、第1号、第2号、第3号に基づく個人情報の開示にあたっては、開示先にご利用者の個人情報を厳重な管理体制のもとで保持させ、かつ他の第三者へ開示または会社が承認した目的以外の利用は行なわないようにいたします。

(1) ご利用者に本サービスを提供する上で必要となる業務委託先に開示する場合。

(2) ご利用者に他サービスを提供するための販売委託業務先に開示する場合。

(3) ご利用者が事前に承諾された場合。

(4) 法令により開示が要求される場合。

5 「個人情報」を登録するか否かは、ご利用者の任意とします。ただし、必要事項を登録しなかつた場合は、サービスを提供できないことがあります。

6 当社はご利用者から提供を受けた個人情報を、厳重な管理体制のもとで管理、保管し、上記に定める場合以外で、ご利用者の個人情報が第三者に漏洩することのないように、合理的な範囲内でセキュリティの強化に努めることとします。ただし、当社によるセキュリティ施策にもかかわらず、ハッカー等による不当な行為により、ご利用者および第三者に損害が生じた場合については、当社は責任を負いかねます。

## 第8章 雜則

第31条(第三者の責による利用不能)

1 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます。)を限度として、損害の賠償をします。

2 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乘じて算出した額となります。

第32条(保証及び責任の限定)

1 当社は、契約者が MCN モバイルの利用に関して被つた損害(その原因の如何を問いません。)について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。

2 契約者が MCN モバイルの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができません。

3 MCN モバイルは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、その通信の可能性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第33条(当社の装置維持基準)

MCN モバイルを提供するための装置は、サービス提供元が事業用電気通信設備規則(昭和 60 年政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

第34条(通知)

当社は、契約者の届け出た住所に宛てて通知を発した場合、当該通知が契約者に届かない場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第35条(反社会的勢力の排除)

1 契約者は、契約者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等

(6) 社会運動等標榜者

- (7) 特殊知能暴力集団等  
 (8) 前各号の共生者  
 (9) その他前各号に準ずる者
- 2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為  
 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為  
 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為  
 (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社等の信用を毀損し、又は当社等の業務を妨害する行為  
 (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 次の各号のいずれかに該当し、MCN モバイル契約を締結すること、又は MCN モバイル契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、契約者との MCN モバイル契約について、解除等 (MCN モバイル契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに MCN モバイル契約を解除することをいいます。) 行うことができるものとします。
- (1) 契約者が第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき  
 (2) 契約者が第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき  
 (3) 契約者が第 1 項又は第 2 項の規定に基づく確約に関する虚偽の申告をしたことが判明したとき  
 (4) 前 3 号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽的回答をしたとき
- 4 前項の規定の適用により、MCN モバイル契約が解除された場合、契約者は、MCN モバイル契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- 5 前 2 項の規定の適用により、当社等に損害等(損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。)が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。
- 第 36 条(サイバー攻撃への対処)
- 当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限ります。
- (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成 11 年法律第 162 号)に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に障害が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。
- (2) 契約者が、C&C サーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNS サーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、MCN モバイルを利用している間いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。
- 第 37 条(定めなき事項)
- この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

## 個品割賦販売契約約款

- 第 1 条(契約約款の適用等)
- 1 宮崎ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)は、携帯電話機、その付属品及びその他の商品(いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下あわせて「商品」といいます。)の販売にあたり、この個品割賦販売契約約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより購入者と商品の割賦販売に係る契約(当社が他の契約約款等により締結するものを除きます。以下「個品割賦販売契約」といいます。)を締結します。
- 2 当社は 1 申込みごとに 1 の個品割賦販売契約を締結します。
- 3 当社は、本約款を変更することができます。この場合、個品割賦販売契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとします。
- 第 2 条(個品割賦販売契約の申込みをすることができる条件)
- 個品割賦販売契約の申込みは MCN モバイル契約約款に基づき、当社が別に定める種類のサービス(以下「指定サービス」といいます。)に係る契約を締結している者が、商品を当社から購入する場合に限り、行うことができます。
- 第 3 条(契約の申込み方法及び承諾等)
- 1 購入者は、個品割賦販売契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記した所定の申込書(以下「本申込書」といいます。)を提出していただきます。
- (1) 個品割賦販売契約に係る購入者の氏名又は名称  
 (2) 購入者の指定サービスの契約者回線(携帯電話機の購入に係る個品割賦販売契約の申込みについては、その携帯電話機を主として接続する契約者回線とし、以下「指定 MCN モバイル回線」といいます。)に係る電話番号  
 (3) その他本申込書で指定された事項
- 2 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

- 3 当社は、次の場合には個品割賦販売契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) その申込みをした者が賦払金(各回ごとの商品の代金の支払金額をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。  
 (2) その申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る個品割賦販売契約等(その申込みをした者と当社等との間で締結する個品割賦販売又は個別信用購入あつせんに係る契約であって当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)の総数が当社が定める基準を超えるとき。  
 (3) その申込みをした者が指定サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。  
 (4) 当社の業務遂行上支障があると判断したとき。  
 (5) その他当社が不適当と判断したとき。

### 第 4 条(契約の成立時点)

個品割賦販売契約は、当社が購入者からの個品割賦販売契約の申込みを承諾した時をもって成立するものとします。

### 第 5 条(商品の引渡し及び所有権の移転)

1 商品は、個品割賦販売契約成立後、本申込書記載の時期に当社から購入者に引渡されるものとし、商品の現実の引渡しが完了したときに商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

2 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

### 第 6 条(賦払金の支払方法)

購入者は、賦払金を、本申込書記載の支払期日(以下「支払期日」といいます。)までに、本申込書記載の支払方法により、当社に支払うものとします。

### 第 7 条(債務の履行の継続)

1 購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務の完済までに、購入者と当社等との指定 MCN モバイル回線に係る契約が解除された場合又は指定 MCN モバイル回線に係る指定サービスの利用の一時休止があつた場合であっても、その原因の如何に関わらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

2 当社等は、購入者が指定 MCN モバイル回線に係る指定サービスの利用を一時休止した場合であつても個品割賦販売契約に基づく債務の支払を怠つたときは、当該指定 MCN モバイル回線に係る契約を解除することができるものとし、購入者は、当社等に対し、このことについてあらかじめ承諾していただきます。

3 当社等は、前項に定める解除を行うときは、あらかじめ当該購入者にそのことを通知します。

### 第 8 条(届出事項の変更)

1 購入者は当社に届け出た氏名、住所、連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

2 購入者は、前項の通知がないために、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となつた場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

### 第 9 条(契約上の地位の譲渡)

購入者は、MCN モバイル約款の規定により指定 MCN モバイル回線に係る利用権を第三者に譲渡する場合、個品割賦販売契約の契約上の地位(賦払金の支払債務に係るものを含みます。)が当該第三者(以下この条において「譲受人」といいます。)に譲渡されることになることを承諾し、かつそのことを譲受人に説明して承諾させる義務を負うものとします。ただし、当社等は、次の各号のいずれかの場合には、指定 MCN モバイル回線に係る利用権及び個品割賦販売契約の契約上の地位の譲渡を承諾しないことがあります。

(1) 譲受人が賦払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) その譲渡を承諾することにより、譲受人に係る個品割賦販売契約等の総数が当社が定める基準を超えるとき。

(3) 譲受人が当社等と締結している指定サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 法令に違反することとなるとき。

(5) 当社等の業務遂行上支障があるとき。

(6) その他当社等が不適当と判断したとき。

### 第 10 条(期限の利益の喪失)

1 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) 賦払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかつたとき。

(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになつたとき又は一般的の支払いを停止したとき。

(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。

(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらとの申立てをしたとき。

(5) その売買契約が購入者にとって商行為(業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。)となる場合で購入者が賦払金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。

2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) 個品割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が個品割賦販売契約の重大な違反となるとき。

(2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

### 第 11 条(遅延損害金)

1 購入者が、賦払金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賦

金に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合には、この限りではありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。

2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本申込書記載の支払総額から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

### 第 12 条(手数料の負担等)

購入者は、賦払金の支払いに関する手数料を負担するものとします。

この場合において、当該手数料の金額及びその負担の方法は、購入者が指定サービスに係る料金を支払う場合に準ずるものとします。

### 第 13 条(見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)

購入者は、見本、カタログ等による申込みにより引渡しされた商品が見本、カタログ等と相違していることが明らかになった場合、速やかに当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか、又は当該売買契約を解除することができるものとします。

この場合において、購入者は、売買契約を解除したときは速やかに当社に對しその旨を通知するものとします。

### 第 14 条(合意管轄裁判所)

購入者は、個品割賦販売契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第 15 条(反社会的勢力の排除)

1 購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等

(6) 社会運動等標榜団体

(7) 特殊知能暴力集団等

(8) 前各号の共生者

(9) その他前各号に準ずる者

2 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社等の信用を毀損し、又は当社等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 次の各号のいずれかに該当し、個品割賦販売契約を締結すること、又は個品割賦販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、購入者との個品割賦販売契約について、解除等(個品割賦販売契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに個品割賦販売契約を解除することをいいます。)を行うことができるものとします。

(1) 購入者が第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき

(2) 購入者が第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行つたことが判明したとき

(3) 購入者が第 1 項又は第 2 項の規定に基づく確約に関する虚偽の申告をしたことが判明したとき

(4) 前 3 号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽的回答をしたとき

4 前項の規定の適用により、個品割賦販売契約が解除された場合、購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

5 前 2 項の規定の適用により、当社等に損害等(損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。)が生じた場合、購入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

### 第 16 条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

## 格安通話サービス利用規約

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条(約款の適用)

1 宮崎ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」という。)は、国際電気通信連合憲章(平成 7 年条約第 2 号)、国際電気通信連合条約(平成 7 年条約第 3 号)、条約附属国際電気通信規則(平成 2 年 6 月郵政省告示第 408 号)又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。)に基づき、この格安通話サービス利用規約(以下「規約」といいます。)を定め、これにより格安通話サービス(当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

2 格安通話サービスは、楽天コミュニケーションズ株式会社(以下「RC」といいます。)が、電話サービス網を使用して行う電気通信サービスです。

#### 第 2 条(約款の変更)

当社は、この約款を変更することができます。この場合には料金その他の提供条件は、変更後の約款になります。

### 第3条(用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電話サービス網	主として、音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行なうための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 格安通話サービス	RCが電話サービス網を使用して行う電気通信サービス
5 格安通話サービス取扱所	格安通話サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 格安通話サービス契約	当社から格安通話サービスの提供を受けるための契約
7 格安通話サービス契約者	当社と格安通話サービス契約を締結している者
8 相互接続点	RCとRC以外の電気通信事業者(電気通信事業法の規定により登録を受けた者又は届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(RCがRC以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
9 協定事業者	RCと相互接続協定を締結している電気通信事業者
10 直加入電話等設備	固定端末系伝送路設備(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。以下同じとします。)又はIP電話設備(電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。)であって、RC又は協定事業者との契約に基づいて設置されるもの
11 携帯自動車電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であつて、協定事業者との契約に係るもの
12 PHS設備	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であつて、協定事業者との契約に係るもの
13 直加入電話等設備等	直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備
14 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
15 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続技術的条件
16 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

### 第2章「格安通話サービス」の種類等

#### 第4条(「格安通話サービス」の種類)

1 「格安通話サービス」には、次の種類があります。

種類	内容
音声通信サービス	契約者が指定する携帯自動車電話設備又はPHS設備の電話番号を、あらかじめRCの電気通信設備に登録(以下、「登録言語番号」といいます。)し、その登録電話番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等(RCが別に定めるものに限ります。)の電話番号に当社が付与した番号(0037-692とします。)を前置して行う通信を、RCの装置に一旦着信させた後に接続する機能であつて、当社が定める料金額を契約者に課金するサービス

#### 2 音声通信サービスの品目等

音声通信サービスには、料金表に規定する料金品目があります。

### 第3章 格安通話サービスの提供区間等

#### 第5条(格安通話サービスの提供区間等)

当社の格安通話サービスは、別記1に定める提供区間等において提供します。

### 第4章 契約:音声通信サービスに係る契約

#### 第6条(契約の単位)

当社は、1の音声通信サービス契約の申込ごとに1の音声通信サービス契約を締結します。この場合において、音声通信サービス契約者は、1の音声通信サービス契約につき1人に限ります。

#### 第7条(音声通信サービス契約申込の方法)

音声通信サービス契約の申込をするときは、その申込をする者が予めこの規約を承認し当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

#### 第8条(音声通信サービス契約申込の承諾)

1 当社は、音声通信サービス契約の申込があつたときは、当社指定の期日、方法による音声通信サービスの料金に関する費用の支払いを条件として、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、音声通信サービス契約の申込を承諾しないことがあります。

(1) 音声通信サービスを契約したことがあり、その契約数について当社が別に定める数を超える場合。

(2) 音声通信サービス契約の申込をした者(以下、この条では、「申込者」といいます。)の電子メールアドレスを当社が取得できない場合。

(3) 音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(4) 申込者が、格安通話サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) 申込者が、第15条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、当社サービスの利用を停止され、又は当社サービスの契約解除を受けたことがあるとき。

(6) 申込者が、申込にあたり虚偽の内容を提出したとき。

(7) 申込者の登録電話番号が、電話サービス等契約約款において提供する第三者課金機能利用サービスの登録電話番号と同一であるとき。

(8) その他、音声通信サービスに関する当社又はRCの業務の遂行上著しい支障があるとき。

(9) 格安通話サービス料金表で定める提供条件の範囲を超えた場合。

3 当社は、前項の規定により、その音声通信サービス契約の申込を承諾しない場合は、あらかじめその理由を通知します。

#### 第9条(音声通信サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

音声通信サービス契約者が格安通話サービス契約に基づいて音声通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができます。

#### 第10条(音声通信サービス契約者が行う音声通信サービス契約の解除)

音声通信サービス契約者は、音声通信サービス契約を解除しようとするときは、当社が指定する方法により通知するものとします。

#### 第11条(当社が行う音声通信サービス契約の解除)

1 当社は、第15条(利用停止)の規定により音声通信サービスの利用を停止された音声通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その音声通信サービス契約を解除することができます。

2 当社は、音声通信サービス契約者が第15条第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が音声通信サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、音声通信サービスの利用を停止しないでその音声通信サービス契約を解除することができます。

3 当社は、当社から連続して12か月間利用料の請求を行うことがない場合、その音声通信サービス契約を解除することができます。

4 当社は、音声通信サービス契約者から、登録電話番号に係る携帯自動車電話設備等契約の解除、利用休止又は譲渡をした旨の通知があつたとき、又はその事実を知ったときは、その音声通信サービス契約を解除することができます。

5 当社は、前3項の規定により、その音声通信サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、音声通信サービス契約者にそのことを通知します。

#### 第12条(発信番号通知)

1 契約者回線から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通信番号を着信先へ通知します。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この規約中の第27条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

3 発信番号通知については、契約者の自営端末設備及びソフトウェア等の機能に依存する場合があります。

#### 第13条(その他の提供条件)

音声通信サービス契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

#### 第5章 利用中止及び利用停止等

#### 第14条(利用中止)

1 当社は、次の場合には、その格安通話サービスの利用を中止することができます。

(1) RCの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第17条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により格安通話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第15条(利用停止)

1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは(その格安通話サービスの料金その他の債務(この規約及び格安通話サービス料金表の規定により、支払いを要することとなつた格安通話サービスの料金、割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その格安通話サービスの一部又は全部の利用を停止することができます。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第30条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、この規約及び格安通話サービス料金表の規定に反する行為であつて、格安通話サービスに関する当社の業務の遂行又はRCの電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により、格安通話サービスの利用を停止しようとするときは、あらかじめその理由、利用を停止する日を契約者に通知します。

3 当社は、当社と複数の格安通話サービス契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての格安通話サービス契約に係る格安通話サービスの利用を停止することができます。

4 ただし、当社と業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告しないで格安通話サービスの提

供を停止すること、また催告しないで直ちに停止することができます。

#### 第16条(接続休止)

1 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社の格安通話サービスを全く利用できなくなつたときは、その格安通話サービスについて接続休止(その格安通話サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。ただし、その格安通話サービスについて、契約者からの格安通話サービスの契約の解除の通知があつたときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、格安通話サービスを接続休止しようとするときは、あらかじめその契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

#### 第6章 通信

#### 第17条(通信利用の制限等)

1 RCは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記7の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、契約者が行う相手先への通信又は相手先が行う契約者への通信において着信しないことがあります。

#### 第18条(通信時間等の制限)

前条の規定による場合のほか、RCは音声通信が著しくふくそうするとき又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは音声通信の通信時間又は特定の地域との音声通信の利用を制限することができます。

#### 第19条(協定事業者の制約による制限)

契約者は、RC又はRC以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合においては、格安通話サービスを利用できない場合があります。

#### 第20条(通信時間の測定等)

音声通信サービスに係る通信時間の測定等については、格安通話サービス料金表に定めるところによります。

#### 第7章 料金等

#### 第21条(料金等に関する費用)

当社が提供する格安通話サービスの料金を、格安通話サービス料金表に定めます。

#### 第22条(利用料の支払義務)

1 契約者は、RCが測定した通信時間と格安通話サービス料金表の規定に基づいて算定した利用料の支払いをします。

2 契約者は、音声通信サービスに関する料金について、RCの機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、格安通話サービス料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議しその事情を斟酌するものとします。

#### 第23条(料金の計算方法等)

料金の計算方法並びに料金に関する費用の支払方法は、格安通話サービス料金表に定めるところによります。

#### 第24条(割増金)

契約者は、料金に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### 第25条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

#### 第8章 保守

#### 第26条(修理又は復旧の順位)

RCは、RCの設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第17条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従つてその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定によりRCがそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

#### 順位 修理又は復旧する電気通信設備

1 気象機関に設置されるものの、水防機関に設置されるものの、消防機関に設置されるものの、災害救助機関に設置されるものの、警察機関に設置されるものの、防衛機関に設置されるものの、輸送の確保に
--

	直接関係がある機関に設置されるもの、通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの、電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの、水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの、選挙管理機関に設置されるもの、別記7の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの、預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの、国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第9章 損害賠償

### 第27条(責任の制限)

1 当社は、格安通話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、その格安通話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、格安通話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声通信サービスに係る次の料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。格安通話サービス料金表に規定する利用料（格安通話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（格安通話サービス料金表に規定する料金月をいいます。）の前6料金月の1日当たりの平均の利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失により格安通話サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。  
(注)本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、格安通話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均の利用料とします。

### 第28条(免責)

当社は、この規約等の変更により契約者の自営端末設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

## 第10章 雜則

### 第29条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。

### 第30条(利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する様態で格安電話サービスを利用しないこと。
- 別記3に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

### 第31条(契約者からの通知)

契約者は、第7条（音声通信サービス契約申込の方法）の規定に基づき登録した内容及び当社が別に定める内容に変更があったときは、その内容について速やかに当社が指定する方法により通知するものとします。

(注)本条に規定する当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

登録電話番号に係る携帯自動車電話設備及びPHS設備の契約の解除、利用休止又は譲渡、ただし、携帯電話番号ポータビリティ（登録電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。）に係る契約の解除を除きます。

### 第32条(当社からの通知)

当社は、契約者への通知方法として当社のホームページへの掲示、あるいは契約者への電子メールその他の連絡方法により通知を行います。

### 第33条(契約者の氏名等の通知)

当社は、RC及び協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と格安通話サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することができます。

### 第34条(法令に規定する事項)

格安通話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第35条(閲覧)

この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

### 第36条(専属的合意管轄裁判所)

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所当社を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第37条(準拠法)

この規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

### 第38条(言語)

この規約の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は如何効力をもたないものとします。

### 第39条(定めなき事項)

この規約に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

### 別記1 格安通話サービスの提供区間等

(1) 当社の音声通信サービスは、次に掲げる提供区間ににおいて提供します。  
相互接続点とRCが必要により設置する電気通信設備との間又はRCが設置する電気通信設備とRCが別に定める者により設置される電気通信設備との接続点との間

### 別記2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出させていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 別記3 格安通話サービスにおける禁止事項

契約者は格安通話サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧説する行為
- (6) 音声通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (7) 他人になりますまで音声通信サービスを利用する行為
- (8) 当社若しくは他の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (9) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (10) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧説の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧説目的とした回線への発信を誘導する行為
- (11) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
- (12) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

### 別記4 RCの維持責任

RCは、RCの設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### 別記5 RCが行う自営端末設備の状態確認

RCは電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、又は支障のおそれがあるとRCが判断した場合、契約者の端末設備の状態を確認し、その他RCが必要とする措置をとる場合があります。

### 別記6 契約者に係る情報の利用

- (1) 当社はプライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報（申込時又は格安通話サービスの提供中に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、金融機関の振替口座番号及び契約者識別番号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において利用します。
  - ① 契約者からの問い合わせへの対応（本人性の確認）
  - ② 当社サービスの利用に係る手続き又は提供条件の変更等の案内に係る業務
  - ③ 課金計算に係る業務
  - ④ 料金請求に係る業務
  - ⑤ 利用停止及び契約解除に係る業務
  - ⑥ 保守又は障害対応などの取扱業務
  - ⑦ 当社サービスの維持、改善又は新たなサービスの開発に係る業務
  - ⑧ 当社サービス又は契約者に有益な他社サービス・製品等の通知、販売推奨、アンケート調査及び景品等の送付に係る業務
  - ⑨ 市場調査及びその分析に係る業務
  - ⑩ その他当社の営業に関する通知
- (2) 当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、契約者に係る情報を(1)の①～⑩に定める目的の遂行に必要な範囲において利用します。
- (3) 当社の情報管理責任者は、当該契約者に係る個人情報についての責任を有するものとします。  
(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号、以下同じとします。）第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護に関する取り組みについて」をいいます。

当社は同ポリシーをホームページ <http://www.miyazaki-catv.ne.jp/privacy/index.html>

において公表します。

(4) 契約者は(1)～(3)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。

### 別記7 新聞社等の基準

区分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた目刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議すること目的としてあまねく発売されること。 (2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいます。）を供給すること主な目的とする通信社

### 【格安通話サービス料金表】

取扱地域	料金(税込)
国内	30秒までごとに11円

### (2)外国への通信に係るもの

取扱地域	料金額
アメリカ（ハワイ、グアム及びアラスカを含む。）、イタリア共和国、インドネシア共和国、オーストラリア、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、サイパン、シンガポール共和国、スペイン、イスラエル、タイ王国、大韓民国、中国人民共和国（香港及びマカオを含む。）、台湾、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、フィリピン共和国、バチカン市国、ブルネイ・ダルサラーム国、フランス共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ロシア連邦	30秒までごとに10円（非課税）

### 通信利用の制限について

オーストラリア、フランス共和国、スペイン、ロシア連邦については、利用を制限している番号等があります。格安通話サービスの提携先であるRCのホームページをご参照ください。

### 備考

#### 通信時間の測定等

音声通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことをRCが識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、RCの機器により測定します。

RCの設置した電気通信設備の故障等、音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により接続を打ち切ったときは、規定する秒数に満たない通信時間は、利用料の算定に含みません。

RCの機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。

#### ①過去6料金月間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前6料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

#### ②以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

ここで規定するRCが別に定める方法は、原則として次のとおりとします。

#### (1)過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

#### (2)過去2か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低い方の値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

### 契約約款附則

2015年5月、2019年3月、2019年7月、2020年10月、2021年4月、2021年7月

(1) この約款は、登録後すみやかに実施します。

(2) 当社は特に必要があると認めたときには、この約款に特約を付することができるものとします。